

警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

警察庁丁組二発第46号
令和4年12月23日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の施行について(通達)

令和4年12月9日、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第97号。以下「改正法」という。別添1参照)が公布され、改正法第3条及び第4条の規定(犯罪収益等隠匿罪等の法定刑の引上げ、犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正)については、同年12月29日から施行されることとなった。

改正法による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)の概要等は、下記のとおりであるので、法の趣旨を踏まえた適切な運用に努められたい。

記

1 趣旨及び概要

マネー・ローンダリングが近年、複雑化かつグローバル化し、その対策及び国際的な連携が求められる中、我が国においても国際的協調の下に不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止することが必要である。

これまで、我が国では、犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪について、「犯罪収益対策推進要綱の制定について」(平成31年4月1日付け警察庁丙組企発第60号ほか)をはじめ、「犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について」(令和3年12月24日付け警察庁丙暴発第3号ほか)等に基づき推進してきたところである。一方、我が国は、

FATF（金融活動作業部会）が昨年8月に公表した第四次対日相互審査報告書において、マネー・ローンダリング罪の法定刑の上限を、少なくとも日本の犯罪収益を最も頻繁に生み出す重大な前提犯罪と同水準に引き上げるべき旨の指摘や、没収可能な財産の範囲に近年、新たな形態の財産として取得・保有・移転される暗号資産等の犯罪収益等を含むべき旨の指摘等を受けた。

これを受け、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を改正し、犯罪収益等隠匿の罪等、薬物犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑を引き上げるとともに、組織的犯罪処罰法において犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大することとし、もって、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止することを期すこととしたものである。

2 改正に伴う変更点等（別添2参照）

（1）法定刑の引き上げ

ア 不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪

現行の組織的犯罪処罰法第9条の法定刑が、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」から「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」に引き上げられる。

イ 犯罪収益等隠匿罪・薬物犯罪収益等隠匿罪

現行の組織的犯罪処罰法第10条及び麻薬特例法第6条の法定刑が、「5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」から「10年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」に引き上げられる。

ウ 犯罪収益等收受罪・薬物犯罪収益等收受罪

現行の組織的犯罪処罰法第11条及び麻薬特例法第7条の法定刑が、「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」から「7年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科」に引き上げられる。

（2）没収可能な財産の範囲の改正

犯罪収益等として没収することができる財産を現行の組織的犯罪処罰法第13条における「不動産若しくは動産又は金銭債権」から「財産」に拡大する。

3 留意事項

（1）指導教養

本件改正の内容について、関係職員に対する指導教養に遺漏のないようにされたい。

(2) 不正な資金等の移動等のより一層効果的な防止及び抑止並びに取締りの推進

都道府県警察にあつては、「1 趣旨及び概要」を踏まえ、「犯罪収益関連犯罪の取締り及び犯罪による収益の剥奪の更なる推進について」（令和3年12月24日付け警察庁丙暴発第3号ほか）等に基づき、引き続き不正な資金等の移動等のより一層効果的な防止及び抑止並びに取締りの推進に努められたい。

(添付資料)

別添1 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和4年法律第97号)

別添2 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律第3条及び第4条 新旧対照条文

第三十六条 構造改革特別区域法の一部改正
 第三十六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三十七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条第一項中「第七号」を「第四十四号の九」に改め、同条第三項中「同条第二項第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。
 (新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の一部改正)

第三十八条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「同法第四十四条の二第二項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の二第二項」に改める。
 (全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「第四十条第五項」を「第四十条第五項(同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)」に「第四十条第六項」を「第四十条第六項(同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。
 2 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前項の規定は、適用しない。この場合において、附則第二十二条中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「及び」とあるのは「」の下に「同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第二号中「とする。」を「とする。」「及び」の下に「及び第四号」を加え、「外出自粛要請等又は」に改める。
 第三十条 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「第三号」の下に「及び第四号」を、「求め」の下に「又は指示」を加え、「外出自粛要請」を「外出自粛要請等」に改める。
 第三条第二項中「外出自粛要請又は」を「外出自粛要請等又は」に改める。
 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第四十一条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
 第二百一十一条第十五号の次に次の一号を加える。
 第二百五号及び第三十六号
 第二百五十九号を次のように改める。
 第二百三十九号 削除
 (政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
 総務大臣 松本 剛明
 財務大臣 齋藤 健
 文部科学大臣 鈴木 俊一
 厚生労働大臣 永岡 桂子
 農林水産大臣 加藤 勝信
 野村 哲郎

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第九十七号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法

目次中「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。
 第一条中「求めていること」の下に「並びに同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千二百三十一号その他の同理事会決議が国際連合の全ての加盟国に対し特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等(当該特定の国又は地域による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができる物資の開発、製造、保有、譲渡、譲受け及び使用をいう。以下同じ。)に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者(以下「大量破壊兵器関連計画等関係者」という。)の財産の凍結等の措置をとることを求めていること」を加え、当該措置を「財産の凍結等の措置」に、「当該行為」を「国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等」に改める。
 第二条中「の行為」の下に「及び大量破壊兵器等の開発等」を加え、「当該」を「これらの」に改める。

第三条の見出しを「国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者の公告」に改め、同条第一項中「附則第二条において」を「以下」に、「単に」を「名簿」を「国際テロリスト名簿」に改め、「記載されたとき」の下に「既に国際テロリスト名簿に記載されていた国際テロリストについて、第千二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「名簿」を「国際テロリスト名簿又は大量破壊兵器関連計画等関係者名簿」に改め、「場合」の下に「及び当該公告された者に対する財産の凍結等の措置をとることを求める国際連合安全保障理事会決議(国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。)」がその効力を失った場合」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
 2 国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千二百三十一号その他の政令で定める同理事会決議(以下「第千七百十八号等決議」という。))によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者が、同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千七百三十七号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作

成する名簿（以下「大量破壊兵器関連計画等関係者名簿」という。）に記載されたとき（既に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されていた大量破壊兵器関連計画等関係者について、第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。）は、国家公安委員会に、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。

3 前二項の規定により公告をした場合において、これらの規定により公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

第四条の見出しを「（国際テロリストの指定）に改め、同条第一項中「名簿に記載されて」を「国際テロリスト名簿に記載され、かつ、第二百六十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされて」に改め、同項第二号イ中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第三章の章名中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改める。

第九条の見出し中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同条中「第三条第一項」を「（財産凍結等対象者（第三条第一項）に、「又は」を「若しくは」に改め、総称する。）の下に「又は第三条第二項の規定により公告された者（現に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載され、かつ、第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者に限る。以下「公告大量破壊兵器関連計画等関係者」という。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号中「政令で定める金銭債権」を「金銭及び金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務のうち政令で定めるもの」に改め、同条第五号中「金銭債権（以下「特定金銭債権」を「債権（以下「特定債権」に改める。

第十条第一項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同項第四号中「特定金銭債権」を「特定債権」に改める。

第十一条第一項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同項第一号中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同項第四号中「（公衆等脅迫目的の犯罪行為）」を「次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為」に改め、同号に次のように加える。

イ 公告国際テロリスト（ハに掲げる者を除く。） 公衆等脅迫目的の犯罪行為
 ロ 公告大量破壊兵器関連計画等関係者（ハに掲げる者を除く。） 大量破壊兵器等の開発等（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）

ハ 公告国際テロリストであって公告大量破壊兵器関連計画等関係者であるもの 公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

第十一条第二項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に、「特定金銭債権」を「特定債権」に改める。

第十二条第二項並びに第十三条第二項及び第三項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同条第五号中「（特定金銭債権）」を「特定債権」に改める。

第十六条の見出しを「（特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令）」に改め、同条第一項中「（特定金銭債権）」を「特定債権」に、「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に、「金銭の支払」を「債務の履行」に改め、同条第三項第一号中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同項第二号中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に、「金銭の支払」を

「債務の履行」に、「金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「債務の目的たる財産が次のイからハまでに掲げる財産凍結等対象者の区分に応じ、当該イからハまでに定める行為」に改め、同号に次のように加える。

イ 公告国際テロリスト（ハに掲げる者を除く。） 公衆等脅迫目的の犯罪行為
 ロ 公告大量破壊兵器関連計画等関係者（ハに掲げる者を除く。） 大量破壊兵器等の開発等（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）

ハ 公告国際テロリストであって公告大量破壊兵器関連計画等関係者であるもの 公衆等脅迫目的の犯罪行為及び大量破壊兵器等の開発等

第十七条第一項から第五項までの規定中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改め、同条第六項中「（第三条第三項）」を「（第三条第五項）」に、「同条第二項」を「（同条第四項）」に改め、同条第七項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改める。

第十八条中「行為」の下に「及び大量破壊兵器等の開発等」を加える。

第二十条第一項、第二十二条の見出し及び同条第二項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改める。

第二十四条中「（第三条第一項）」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第二十五条第二項中「（公告国際テロリスト）」を「（財産凍結等対象者）」に改める。

附則第二条中「（限る。）」及び「（限る。）」に、「が」を「及び第七百十八号等決議（大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の二 報告等（第五十五条）第五十五条の九」を「第六章の二 報告等（第五十五条）第五十五条の九の二」に改める。

五条（第五十五条の九）
 引等取扱業者遵守基準（第五十五条の九の二）第五十五条の九の四」に改める。

第六条第一項第九号を次のように改める。

九 「電子決済手段等」とは、次に掲げるものをいう。
 イ 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。第十六条の二の表の一の項の下欄、第十七条の四第二項及び第十八条の六第二項において同じ。）

ロ 暗号資産（資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産をいう。第十六条の二の表の五の項の下欄において同じ。）
 第十六条の二中「が」が行う為替取引」を「がその顧客の支払に係る為替取引を行う場合における当該為替取引」に、「暗号資産交換業者（同法第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者を「電子決済手段等取引業者等（次の表の上欄に掲げる者）」に、「暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該外国暗号資産交換業者の顧客に対して行う支払に係る暗号資産の移転である場合その他政令で定める場合に限る。）における当該暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等（同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める行為をいう。以下同じ。）」を行う場合における当該電子決済手段等の移転等」に、「資金移動業者が行う為替取引」を「資金移動業者がその顧客の当該電子決済手段等取引を行う場合（当該暗号資産の移転を行う場合）」に、「暗号資産交換業者が」を「電子決済手段等取引業者が」に、「暗号資産の移転を行う場合（当該暗号資産の移転が当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の他の顧客又は他の暗号資産交換業者若しくは同法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該他の暗号資産交換業者若しくは外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等に係る暗号資産の移転

である場合その他政令で定める場合に限る。第十七条の四及び第十八条の六において同じ。において当該暗号資産の移転等を行う場合における当該電子決済手段等の移転等」に改め、同条に次の表を加える。

Table with 2 columns and 5 rows. Column 1: Original text from the law. Column 2: Revised text with amendments. Rows correspond to items 1 through 5 in the original text.

第十七条の二第一項中「又は」の下に「当該為替取引（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものを除く。）を」を加え、「同条」を「前条」に改める。

第十七条の四の見出しを「電子決済手段等取引業者等への準用」に改め、同条中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から四の項までの下欄に定める行為（電子決済手段の移転を除く。第十八条の六第二項において同じ。）を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しては、前三条の規定は、適用しない。
第十八条第四項中「以下」の下に「この項から第二十二条の三までにおいて」を加える。
第十八条の六の見出しを「電子決済手段等取引業者等への準用」に改め、同条中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に改め、同条に次の一項を加える。
2 電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から四の項までの下欄に定める行為を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しては、第十八条から前条までの規定は、適用しない。
第二十条の二各号中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。
第二十二條の二第一項中「暗号資産交換業者（次項）を」を「電子決済手段等取引業者等（次項及び第五十五条の九の二第一項）に改める。
第二十二條の三中「行う者」の下に「（第五十五条の九の二第一項において「両替業者」という。）」を加える。
第二十六条第一項第四号中「第七十条第一項及び第七十一条第六号において同じ」を削る。
第二十七条第一項中「第五十五条の五及び第九章を」及び第五十五条の五」に改める。
第五十五条の三第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四項及び第五項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。
第六章の二の次に一章を加える。
第六章の二の二 外国為替取引等取扱業者遵守基準
（外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定等）
第五十五条の九の二 主務大臣は、主務省令で、銀行等その他の金融機関等、資金移動業者及び両替業者のうち、次項各号に掲げる取引又は行為に該当するかどうかを確認するための態勢を整備することが特に必要と認められる者として政令で定める者（以下「外国為替取引等取扱業者」という。）が支払等、その顧客の支払等に係る為替取引（電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合を含む。次項第三号及び次条において同じ。）、資本取引（第二十一条第一項に規定する資本取引をい、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合を含む。）又は特定資本取引（第三項及び次条において「外国為替取引等」という。）を行うに当たって遵守すべき基準（以下「外国為替取引等取扱業者遵守基準」という。）を定めなければならない。
一 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二十条第十項第四号に掲げる行為
二 電子決済手段等取扱業者 銀行法第二十七項各号に掲げる行為
三 信用金庫電子決済等取扱業者 信用金庫法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為
四 信用協同組合電子決済等取扱業者 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為

第十条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「五年」を「十年」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第十三条第一項中「不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを」を削る。

第十六条第一項中「が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これ」を削る。

第二十二條第一項中「若しくは第十一条」を削る。

第三十六條第一項中「金銭債権」の下に「金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。」を加える。

第四十二條第一項及び第五十九條第一項第一号中「若しくは第十一条」を削る。

第六十條第一項後段を削り、同条第二項中「及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一号各号に掲げる財産を没収するための保全」を削る。

別表第二中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三第八十三号を次のように改める。

八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

別表第四第一号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、ヘを削る。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正）

第四条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五年」を「十年」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

第七条中「三年」を「七年」を「十年」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正）

第五条 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律

第一条中「二イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為」を「二 航空機又は船舶に係る次に掲げる行為

イ 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、又はその航行に危険を生じさせる行為」に改め、同条に次の一項を加える。

二 この法律において「特定犯罪行為」とは、次の各号のいずれかに該当する犯罪行為をいう。

一 国際的に保護される者（国際的に保護される者（外交官を含む））に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約第一条に規定する国際的に保護される者をいう。第五号において同じ。）を殺害し、若しくは凶器の使用その他その身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又はその者を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為

二 人を殺害し、又は凶器の使用その他人の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害する行為であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 航行中の民間航空機（民間航空の用に供する航空機をいう。以下この項において同じ。）内の人に対して行われるもの（当該民間航空機の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

ロ 航行中の民間船舶（公用に供する船舶以外の船舶をいう。以下この項において同じ。）内の人に対して行われるもの（当該民間船舶の安全な航行を損なうおそれがあるものに限る。）

ハ 国際空港（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される飛行場又はこれに相当する外国の飛行場をいう。以下このハ及び第八号ロにおいて同じ。）において行われるもの（当該国際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。）

二 固定プラットフォーム（大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書第一条3に規定する固定プラットフォームをいう。以下この二及び第十号ハにおいて同じ。）において行われるもの（当該固定プラットフォームの安全を損なうおそれがあるものに限る。）

三 公共施設等（前項第三号イからニまでに掲げるもの、同号ホに掲げるもの（公用又は公衆の利用に供するものに限る。）又は人若しくは物の運送に用いる航空機若しくは船舶であつて公用若しくは公衆の利用に供するものをいう。）において、次に掲げる方法のいずれかにより、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（前二号に該当するものを除く。）

イ 爆発物を爆発させる方法

ロ 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第一条に規定する火炎びんを使用する方法

ハ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第三項に規定する生物兵器又は同条第四項に規定する毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充填された同条第一項に規定する生物剤又は同条第二項に規定する毒素を発散させる方法

二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する化学兵器を使用して、当該化学兵器に充填され、又は当該化学兵器の内部で生成された同条第一項に規定する毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質を発散させる方法

ホ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等を発散させる方法

四 放射線を発散させる等の方法（放射性物質（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第二条第三項に規定する放射性物質をいう。）をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置（同条第四項に規定する原子核分裂等装置をいう。）をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質（同条第一項に規定する核燃料物質をいう。）の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線（同条第二項に規定する放射線をいう。）を発散させる方法をいう。第九号において同じ。）により、人を殺害し、又は人の身体を傷害する行為（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

五 次のイからホまでに掲げる行為であつて、国際的に保護される者の用に供する当該イからホまでに定めるものに関して行われ、当該国際的に保護される者の身体又は自由を害するおそれがあるもの

イ 前項第二号イに掲げる行為 同号イに規定する航空機

ロ 前項第二号ロに掲げる行為 同号ロに規定する船舶

ハ 前項第二号ハに掲げる行為 同号ハに規定する航空機又は船舶

ニ 前項第二号ニに掲げる行為 同号ニに規定する航空機又は船舶

ホ 前項第三号に掲げる行為（同号イ、ロ又はホに係る部分に限る。） 同号イ、ロ又はホに掲げるもの

六 前項第二号イ又はハに掲げる行為であつて、民間航空機に関して行われるもの（前号（同号イ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

イ 前項第二号イに掲げる行為 同号イに規定する航空機

ロ 前項第二号ロに掲げる行為 同号ロに規定する船舶

ハ 前項第二号ハに掲げる行為 同号ハに規定する航空機又は船舶

ニ 前項第二号ニに掲げる行為 同号ニに規定する航空機又は船舶

ホ 前項第三号に掲げる行為（同号イ、ロ又はホに係る部分に限る。） 同号イ、ロ又はホに掲げるもの

六 前項第二号イ又はハに掲げる行為であつて、民間航空機に関して行われるもの（前号（同号イ及びハに係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

イ 前項第二号イに掲げる行為 同号イに規定する航空機

ロ 前項第二号ロに掲げる行為 同号ロに規定する船舶

ハ 前項第二号ハに掲げる行為 同号ハに規定する航空機又は船舶

ニ 前項第二号ニに掲げる行為 同号ニに規定する航空機又は船舶

ホ 前項第三号に掲げる行為（同号イ、ロ又はホに係る部分に限る。） 同号イ、ロ又はホに掲げるもの

七 前項第二号口又は八に掲げる行為であつて、民間船舶に関して行われるもの（第五号（同号口及び八に係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

八 前項第二号二に掲げる行為であつて、次のいずれかに該当するもの（第五号（同号二に係る部分に限る。）に該当するものを除く。）

イ 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約第二条(b)の規定により業務中の民間航空機とみなされる民間航空機（口において「業務中の民間航空機」という。）に関して行われるもの

ロ 国際空港にある民間航空機（業務中の民間航空機に該当するものを除く。）に関して行われるもの（当該国際空港における安全を損なうおそれがあるものに限る。）

ハ 航行中の民間船舶に関して行われるもの

九 前項第二号二又は同項第三号に掲げる行為であつて、放射線を発散させる等の方法により行われるもの（第五号（同号二及びホに係る部分に限る。）及び前号に該当するものを除く。）

十 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他次のイからハまでに掲げるものに重大な危害を及ぼす方法により、これを破壊し、その他これに重大な損傷を与える行為のうち、当該イからハまでに定めるおそれがあるもの

イ 民間航空機の運航の用に供する飛行場の設備又は航空保安施設 民間航空機の安全な航行を損なうおそれ

ロ 民間船舶の運航の用に供する航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識をいう。） 民間船舶の安全な航行を損なうおそれ

ハ 固定プラットフォーム 当該固定プラットフォームの安全を損なうおそれ

第二条の見出し中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改め、同条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」の下に「又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）を加え、十年」を「十二年」に、「又は千円」を「若しくは千二百円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第三条の前の見出し中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改め、同条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「十年」を「十二年」に、「千円」を「千二百円」に改め、同条第二項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「七年」を「十年」に、「七万円」を「十万円」に、「も、同様とする」を「は、十年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「五年」を「七年」に、「又は五百万円」を「若しくは七百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第四条第一項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「七百万円」に改める。

第五条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「二年」を「五年」に、「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「も、前項と同様とする」を「は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第六条中「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第六条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の各号」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号」を削り、同条第二項中「から第四十九号まで」を削り、「前項第一号」を「前項各号」に改め、「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項の表国等（人格のない社団又は

財団を除く。）の項中
 第一号に
 に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中
 第一号から第三号まで
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

第七条第二項中「この条の下に」及び「次条第二項」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の取引」を「第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）」に、「当該取引」を「当該取引等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十条二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

第十条第一項中「当該顧客」の下に「及び当該顧客の支払の相手方」を加える。

第十条の二中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改める。

第十条の三第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改め、「行った顧客」の下に「及び当該受取顧客」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十条の四 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項）に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者（当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務

次を
 第一号
 次を

第一号に
 に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中
 第一号から第三号まで
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

次に
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

第七条第二項中「この条の下に」及び「次条第二項」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の取引」を「第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）」に、「当該取引」を「当該取引等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十条二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

第十条第一項中「当該顧客」の下に「及び当該顧客の支払の相手方」を加える。

第十条の二中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改める。

第十条の三第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改め、「行った顧客」の下に「及び当該受取顧客」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十条の四 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項）に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者（当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務

次を
 第一号
 次を

第一号に
 に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中
 第一号から第三号まで
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

次に
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

第七条第二項中「この条の下に」及び「次条第二項」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の取引」を「第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）」に、「当該取引」を「当該取引等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十条二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

第十条第一項中「当該顧客」の下に「及び当該顧客の支払の相手方」を加える。

第十条の二中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改める。

第十条の三第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改め、「行った顧客」の下に「及び当該受取顧客」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十条の四 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項）に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者（当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務

次を
 第一号
 次を

第一号に
 に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中
 第一号から第三号まで
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

次に
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

第七条第二項中「この条の下に」及び「次条第二項」を加える。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の取引」を「第一項の取引又は前項の特定受任行為の代理等（以下この項において「取引等」という。）」に、「当該取引」を「当該取引等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等について、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。ただし、当該事項に次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該各号に定める法律の規定により漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

一 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十条二条

二 第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者 公認会計士法第二十七条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）

三 第二条第二項第四十九号に掲げる特定事業者 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十八条

第十条第一項中「当該顧客」の下に「及び当該顧客の支払の相手方」を加える。

第十条の二中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改める。

第十条の三第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第二号」に改め、「行った顧客」の下に「及び当該受取顧客」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十条の四 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項）に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者（当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務

次を
 第一号
 次を

第一号に
 に、「から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項各号」に改め、同表人格のない社団又は財団の項中
 第一号から第三号まで
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

次に
 第一号から第三号までに
 に改め、「状況」の下に「第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者にあつては、前項各号に掲げる事項」を加える。

を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（暗号資産の移転に係る通知義務）

第十条の五 暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二十七条に規定する外国暗号資産交換業者をい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の暗号資産交換業者等」という。）の顧客として暗号資産の管理を当該他の暗号資産交換業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二條第二項第三号において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2 暗号資産交換業者は、他の暗号資産交換業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて暗号資産の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十二条の見出し中「本人特定事項の確認等」を「取引時確認等」に改め、同条第一項中「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」を「取引時確認」に改め、「から第四十九号まで」を削り、同条第二項中「本人特定事項の確認」を「取引時確認」に改め、「から第四十九号まで」を削り、第十三条第一項中「若しくは第十一條」及び「若しくは第七條」を削る。

第十八条中「第三項」を「第四項」に、「第十條の三」を「第十條の五」に改める。

第二十二條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九條及び第十條に定める事項

二 電子決済手段等取引業者に係る第十條の二に定める事項及び第十條の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によって行われるものを含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。）

三 暗号資産交換業者に係る第十條の四に定める事項及び第十條の五に定める事項（暗号資産交換業者が顧客から受取顧客（他の暗号資産交換業者の顧客である者に限る。）に対する暗号資産の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための暗号資産の移転（委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によって行われるものを含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。）

第二十三條第一項第二号中「前條第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する」を「前條第二項各号に掲げる」に改める。

第三十條第一項中「第二條第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）を「暗号資産交換業者」に改める。

別表第二條第二項第四十七号に掲げる者の項中「昭和二十六年法律第四号」を削り、同表第二條第二項第四十九号に掲げる者の項中「昭和二十六年法律第二百三十七号」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四條第一項第二号イの改正規定、第三條から第五條までの規定及び第六條中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三條第一項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條、第十條及び第十五條（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第三條第十二号の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第二条中外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定、同法第十七條の二第一項の改正規定、同法第十八條第四項の改正規定、同法第二十二條の三の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第七十一條第十二号を同法第十三号とする改正規定、同法第十一号を同法第十二号とする改正規定、同法第十号を同法第十一号とする改正規定及び同法第九号の次に一号を加える改正規定（附則第三條において「外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定」という。）並びに第六條中犯罪による収益の移転防止に関する法律第四條の改正規定、同法第七條第二項の改正規定、同法第八條の改正規定、同法第十二條の改正規定、同法第十八條第一項において「犯罪収益移転防止法第四條等の改正規定」という。）並びに附則第四條、第五條、第八條及び第十四條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿（第一条の規定による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三條第二項に規定する大量破壊兵器関連計画等関係者名簿をいう。）に記載され、かつ、同項に規定する第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者についての同項の適用については、同項中「記載されたとき（既に大量破壊兵器関連計画等関係者名簿に記載されていた大量破壊兵器関連計画等関係者について、第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされたときを含む。）とあるのは、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）」の施行の際現に記載されているとき」とする。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（次條第一項において「施行日」という。）から附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（次條及び附則第八條において「第二号施行日」という。）の前日までの間に於ける第二条の規定（外国為替及び外国貿易法の目次の改正規定を除く。次條において同じ。）による改正後の外国為替及び外国貿易法第十六條の二、第二十二條の二及び第七十條の規定の適用については、同法第十六條の二の表の上欄中「第五十五條の三第二項及び第五十五條の九の二第一項第一号」とあるのは「及び第五十五條の三第二項」と、同表の二の項の上欄中「をいう。第五十五條の九の二第一項第二号において同じ」とあるのは「をいう」と、同表の三の項の上欄中「をいう。第五十五條の九の二第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同表の四の項の

上欄中「をいう。第五十五条の九の二第一項第四号において同じ」とあるのは「をいう」と、同法第二十二條の二第一項中「次項及び第五十五条の九の二第一項」とあるのは「次項」と、同法第七十條第一項第五号中「第十七條の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」とあるのは「及び第七十條の四第一項」とする。

第四条 第二号施行日前にされた外国為替及び外国貿易法第十七條(同法第十七條の三及び第二條の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法第十七條の四第一項(施行日前においては、第二條の規定による改正前の外国為替及び外国貿易法第十七條の四。次項において同じ。))において準用する場合を含む。の規定に違反する行為に係る命令又は業務の停止若しくは業務の内容の制限の処分にについては、なお従前の例による。

2 第二号施行日前にした行為並びに第二号施行日に行つた外国為替及び外国貿易法第十七條の二第二項(同法第十七條の三及び第二條の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法第十七條の四第一項において準用する場合を含む。))の規定に基づく業務の停止又は業務の内容の制限の処分及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる業務の停止又は業務の内容の制限の処分に係る第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、第二條の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法(以下この条において「新外為法」という。))の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新外為法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三條の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(次項において「新組織的犯罪処罰法」という。))第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第三條の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(次項において「旧組織的犯罪処罰法」という。))第十一條又は第四條の規定による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第七條の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。))により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して同号に掲げる規定の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 新組織的犯罪処罰法第六十條の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請についても、適用する。ただし、同号に掲げる規定の施行の際現に旧組織的犯罪処罰法第六十條第二項(不動産若しくは動産又は金銭債権以外の旧組織的犯罪処罰法第十三條第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る部分に限る。))に規定する共助の要請に係る追徴保全命令が発せられていた場合(その後当該追徴保全命令が取り消されたときを除く。))には、当該共助の要請において犯されたこととされている犯罪に係る外国の刑事事件に関してされる没収の確定裁判の執行に係る共助の要請については、なお従前の例による。

(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。))の前日までの間における第五條の規定による改正後の公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三條第二項後段及び第五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日以前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下この条において「犯罪収益移転防止法」という。))第二條第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者(次項及び第四項において「司法書士等」という。))が、第二号施行日前の取引の際に第六條の規定(犯罪収益移転防止法第四條等の改正規定に限る。以下この項において同じ。))による改正前の犯罪収益移転防止法(以下この条において「旧犯罪収益移転防止法」という。))第四條第一項又は第二項の規定による確認(当該確認において犯罪収益移転防止法第六條の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つていた犯罪収益移転防止法第二條第三項に規定する顧客等(第六條の規定による改正後の犯罪収益移転防止法(以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という。))第四條第五項に規定する国等(第四項において「国等」という。))を除く。の間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるものについては、新犯罪収益移転防止法第四條第一項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

2 司法書士等が、第二号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四條第五項の規定により読み替えて適用する同條第一項又は第二項の規定による確認(当該確認について犯罪収益移転防止法第六條の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合における犯罪収益移転防止法第二條第三項に規定する顧客等(人格のない社団又は財団に限る。))の間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるものについては、新犯罪収益移転防止法第四條第一項の規定の適用については、同條第五項(同條第三項に)と、同項第三号中「当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容」とあるのは「事業の内容」とする。

3 前二項の場合においては、犯罪収益移転防止法第四條第三項中「同項又は前項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とあるのは、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。))附則第八條第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又は前項(第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))と、同條第六項中「第一項若しくは第二項(これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は」とあるのは、「改正法附則第八條第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又は第二項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは」と、犯罪収益移転防止法第六條第二項中「確認記録」とあるのは、「確認記録(改正法附則第八條第一項及び第二項に規定する保存に係る確認記録を含む。次条第二項において同じ。))と、新犯罪収益移転防止法第十八條中「第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とあるのは、「改正法附則第八條第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第四條第一項の規定又は同條第二項(同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))と、又は」とあるのは、「若しくは」とする。

4 司法書士等が、第二号施行日前の取引の際に旧犯罪収益移転防止法第四條第一項又は第二項(これらの規定を同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による確認(当該確認において犯罪収益移転防止法第六條の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))及び新犯罪収益移転防止法第四條第一項(第一号に係る部分を除き、同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第二項(同條第一項第一号に係る部分並びに資産及び収入の状況に係る部分を除き、同條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による確認に相当する確認(当該確認において犯罪収益移転防止法第六條第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つていた犯罪収益移転防止法第二條第三項に規定する顧客等(国等(人格のない社団又は財団を除く。))を除く。の間で行う第二号施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるものについては、新犯罪収益移転防止法第四條第一項の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第三号の二中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に、「第一条」を「第一条第一項」に改め、「規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為」の下に「若しくは同条第二項に規定する特定犯罪行為」を加え、「公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に、「公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為等」に改める。
(警察法の一部改正)

第十一条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項第十号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。
(資金決済に関する法律の一部改正)

第十二条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第十八項第二号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「公告国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。
第六十三条の二十五第二項第五号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

第十三条 (衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正)
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第五条第三号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に、「第三条第一項の規定により公告されている者(現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）」又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者」を「第九条に規定する財産凍結等対象者」に、「国際テロリスト」を「財産凍結等対象者」に改める。
第二十一条第三項第一号ハを次のように改める。
ハ 財産凍結等対象者

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)
第十四条 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第五十六条第一項第三号中「第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出」を「第八条第一項の規定による届出」に改める。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)
第十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条第十二号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。
第百三十一号中「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
法務大臣 齋藤 健
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 加藤 勝信
経済産業大臣 西村 康稔

政 令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十四号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「以下「法」という。」を削り、同項の表内閣府の項中「二四、七七四人」を「一四、八二五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三三、六〇二人」を「三三、六五四人」に改め、同表合計の項中「三〇二、九〇三人」を「三〇三、〇〇六人」に改め、同条第二項の表公正取引委員会
の項中「八五四人」を「九〇四人」に改める。
附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「定員の期間別の特例」を付し、同項中「それぞれ」を削り、同項の表内閣府の項、総務省の項、財務省の項、文部科学省の項、農林水産省の項、経済産業省の項、国土交通省の項及び環境省の項を削る。
附則第三項を削る。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供され、又は提供しようとした財産</p> <p>五（略）</p> <p>三 七（略）</p> <p>（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）</p> <p>第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により提供され、又は提供しようとした財産</p> <p>五（略）</p> <p>三 七（略）</p> <p>（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）</p> <p>第九条 第二条第二項第一号若しくは第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第十三条第一項第三</p>

号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）
2 5 4 （略）

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこ

号及び同条第四項において同じ。）、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人等の設立者をいう。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力を行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）
2 5 4 （略）

（犯罪収益等隠匿）

第十条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれ

れを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 (略)

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、没収することができる。

一 七 (略)
二 五 (略)

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収する

を併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

2・3 (略)

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権（金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができる。

一 七 (略)
二 五 (略)

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若

ことができないうとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないこと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2・6 (略)

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分を送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を

しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないこと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2・6 (略)

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分を送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

債務の履行地の供託所に供託することができる。

25 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

25 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合にお

25 (略)

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

25 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合にお

いて、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるものでないとき。

二〇七 (略)

2・3 (略)

(追徴とみなす没収)

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一条第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

別表第二（第二条関係）

一〇三十二 (略)

(削る)

いて、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

二〇七 (略)

2・3 (略)

(追徴とみなす没収)

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一条第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下この条において「不法財産等」という。）に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

別表第二（第二条関係）

一〇三十二 (略)

三十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の

三十三〜三十七 (略)

別表第三(第六条の二関係)

一〜八十二 (略)

八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項(公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪
八十四〜九十二 (略)

別表第四(第六条の二関係)

一 別表第三に掲げる罪(次に掲げる罪を除く。)

(削る)

イ〜ニ (略)

(削る)

二〜六 (略)

提供等の処罰に関する法律第五条(公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等)の罪
三十四〜三十八 (略)

別表第三(第六条の二関係)

一〜八十二 (略)

八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為)又は第三条第一項から第三項まで若しくは第四条第一項(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)の罪
八十四〜九十二 (略)

別表第四(第六条の二関係)

一 別表第三に掲げる罪(次に掲げる罪を除く。)

イ 第十一条(犯罪収益等收受)の罪

ロ〜ホ (略)

二〜六 (略) へ 麻薬特例法第七条(薬物犯罪収益等收受)の罪

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（薬物犯罪収益等隠匿）</p> <p>第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（薬物犯罪収益等收受）</p> <p>第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。</p>	<p>（薬物犯罪収益等隠匿）</p> <p>第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（薬物犯罪収益等收受）</p> <p>第七条 情を知って、薬物犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。</p>